

文化活動ボランティアネットワーク実施要項

(目的)

第1条 この要項は、千葉県が「ボランティアとして、文化活動を行いたい」個人や団体と「文化事業などにボランティアをお願いしたい」個人や団体を結び付ける手伝いや、「文化活動を行うための練習場所、発表場所を探している」個人や団体と「文化活動を行うスペースを提供できる」個人や団体を結び付ける手伝いをする「文化活動ボランティアネットワーク」の適正な管理・運営を図るため、その必要な事項を定める。

(ホームページ掲載の意味)

第2条 申込者に関する情報を広く公開するのみであり、県が個人・団体等を推薦するものではない。なお、千葉県ホームページへの情報掲載を以下「掲載」という。

(掲載申込みの条件及び掲載の区分)

第3条 掲載申し込みの条件は、満18歳以上（高校生を除く）の個人、又は主たる構成員が満18歳以上（高校生を除く）である団体で、掲載は次の区分によるものとする。

(1) 「文化活動ボランティアをやります」

ボランティアとして楽器の演奏、歌唱、踊り、パフォーマンスなどの文化芸術活動を自ら行いたい、あるいは指導したい個人又は団体。またボランティアとして演奏会、展覧会などのサポートをしたい個人又は団体。

(2) 「文化活動ボランティアを募集しています」

上記(1)に掲載されているボランティア以外のボランティアを必要としている個人又は団体。

(3) 「活動スペースを探しています」

千葉県内を主たる文化芸術活動の拠点としており、下記(4)以外の練習場所や発表場所を探している個人又は団体。

(4) 「スペース提供します」

文化芸術活動のための練習場所や発表場所として、千葉県内のスペースを提供できる個人又は団体（施設の管理者や企業等）で、貸ホール等、営利を目的としてホール等を提供している個人又は団体ではないこと。

(掲載申込書等の提出)

第4条 掲載申込者は、各号に定める掲載申込書等を県に提出するものとする。

(1) 第3条1号に該当する個人等

- ・掲載申込書1（文化活動ボランティアを行いたい方）

(2) 第3条2号に該当する個人等

- ・掲載申込書2（文化活動ボランティアをお願いしたい方）

(3) 第3条3号に該当する個人等

- ・掲載申込書3（活動スペースを探している方）

(4) 第3条4号に該当する個人等

- ・掲載申込書4（活動スペースを提供できる方）
- ・提供場所がわかる地図

(非掲載)

第5条 掲載申込者が次のいずれかに該当する場合は、掲載をしない。

- (1) 第3条の条件を満たしていない場合
- (2) 申込みの目的、内容が次のいずれかに該当する場合
 - ・事実と異なる情報や事実を誤認させる恐れのあるもの
 - ・法令や公序良俗に反するか反する恐れのあるもの
 - ・営利を目的としているもの
 - ・政治的活動を目的として行われるもの
 - ・宗教的活動を目的として行われるもの
 - ・特定の会員を対象とするもの
 - ・その他、本事業の趣旨にそぐわないもの
- (3) 過去に本条第2号で掲載を取り消されたことがある場合

(掲載内容)

第6条 掲載内容は、個人が特定される情報を除いて、それぞれの申込書の記載に基づくものとし、掲載する項目は個々の掲載申込書において定めることとする。

(掲載の終了)

第7条 掲載申込者が指定した期間（募集期間等）を経過した場合、掲載を終了する。

(掲載内容等の変更)

第8条 ホームページに申込内容が掲載された者（以下「掲載者」という）が次のいずれかに該当したときは、県に届けなければならない。

- (1) 掲載内容に変更があったとき
- (2) 掲載者が解散又は活動を止めたとき

(掲載の取消し)

第9条 県は、掲載者が次のいずれかに該当した場合、掲載を取り消す。

- (1) 掲載者の目的・内容が第5条2号に該当するか、又は該当するおそれがあることが明らかになったとき
- (2) 掲載者が解散又は活動を止めたとき
- (3) 掲載者が自ら掲載を取り下げたとき

(損害の免責)

第10条 掲載内容（リンク先ホームページ含む）の信憑性、正確性などの判断は利用者の方の自己の責任で行うものとする。また、掲載内容（リンク先ホームページを含む）に起因して発生した利用者及び情報提供者の全ての不利益、損害に対し、管理者は理由の如何を問わず一切の責任を負わない。

(掲載者への問合せ)

- 第 11 条 第 3 条第 1 号及び第 3 号の掲載者への問合せは、県を通じて行うこととする。
なお、第 3 条第 1 号の掲載者へ文化活動ボランティアの依頼を希望するものは、文化活動ボランティア依頼書を県に提出すること。
- 2 第 3 条第 2 号及び第 4 号の掲載者への問合せは、本ネットワーク参加者が、ホームページに記載された連絡先に連絡するものとする。ただし、第 3 条第 4 号の掲載者が連絡先の掲載を希望していない場合は、県を通じて行うこととする。

(活動)

- 第 12 条 県は、それぞれの情報を提供するまでで、これ以降についての双方の契約等には、一切関与しない。また、ボランティア活動の際に発生したトラブル、事故、怪我等については、一切責任を負わない。

附 則

この要項は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 8 月 23 日から施行する。